

○かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="383 339 992 459"> かながわ食の安全・安心の確保の 推進に関する指針（第6次） （令和7年（2025年）度～令和11年（2029年）度） </p> <p data-bbox="176 520 481 549">I これまでの県の取組</p> <p data-bbox="190 564 1086 823"> 本県では、平成15年5月に制定された食品安全基本法の基本理念にのっとり、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、「神奈川県食の安全・安心推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、食の安全・安心の確保に向けた県の方針をより明確にし、それを実現するため、平成21年7月、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。 </p> <p data-bbox="190 837 1086 1051"> この条例に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すものとして、平成22年度から3年間を設定期間とした「<u>かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針</u>」（第1次）を策定し、その後も3年ごとに改定を行って<u>きました。</u> </p> <p data-bbox="190 1066 1070 1233"> <u>そして、指針で示した施策の方向性に基づく具体的な事業計画として、毎年度「かながわ食の安全・安心行動計画」（以下「行動計画」という。）を作成して、食の安全・安心の確保に向けた取組を推進してまいりました。</u> </p> <p data-bbox="176 1294 367 1323">II 改定の趣旨</p> <p data-bbox="190 1339 1086 1415"> 「<u>かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針</u>」（第5次）（以下「<u>第5次指針</u>」という。）の設定期間の最終年度を迎え、<u>第5次指針</u> </p>	<p data-bbox="1301 339 1910 459"> かながわ食の安全・安心の確保の 推進に関する指針（第5次） （令和4年（2022年）度～令和6年（2024年）度） </p> <p data-bbox="1158 520 1462 549">I これまでの県の取組み</p> <p data-bbox="1171 564 2067 823"> 本県では、平成15年5月に制定された食品安全基本法の基本理念にのっとり、生産から消費に至る食の安全・安心の確保に関する施策を総合的に推進するため、「神奈川県食の安全・安心推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、食の安全・安心の確保に向けた県の方針をより明確にし、それを実現するため、平成21年7月、「神奈川県食の安全・安心の確保推進条例」（以下「条例」という。）を制定しました。 </p> <p data-bbox="1171 837 2067 1096"> この条例に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を示すものとして、平成22年度から3年間を設定期間とした「<u>かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第1次）</u>」を策定し、その後も3年ごとに改定を行い<u>食の安全・安心の確保に向けた取組みを推進してまいりました。</u> </p> <p data-bbox="1158 1294 1348 1323">II 改定の趣旨</p> <p data-bbox="1171 1339 2067 1415"> 「<u>かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針（第4次）</u>」（以下「<u>第4次指針</u>」という。）の設定期間の最終年度を迎え、<u>第4次指針の</u> </p>

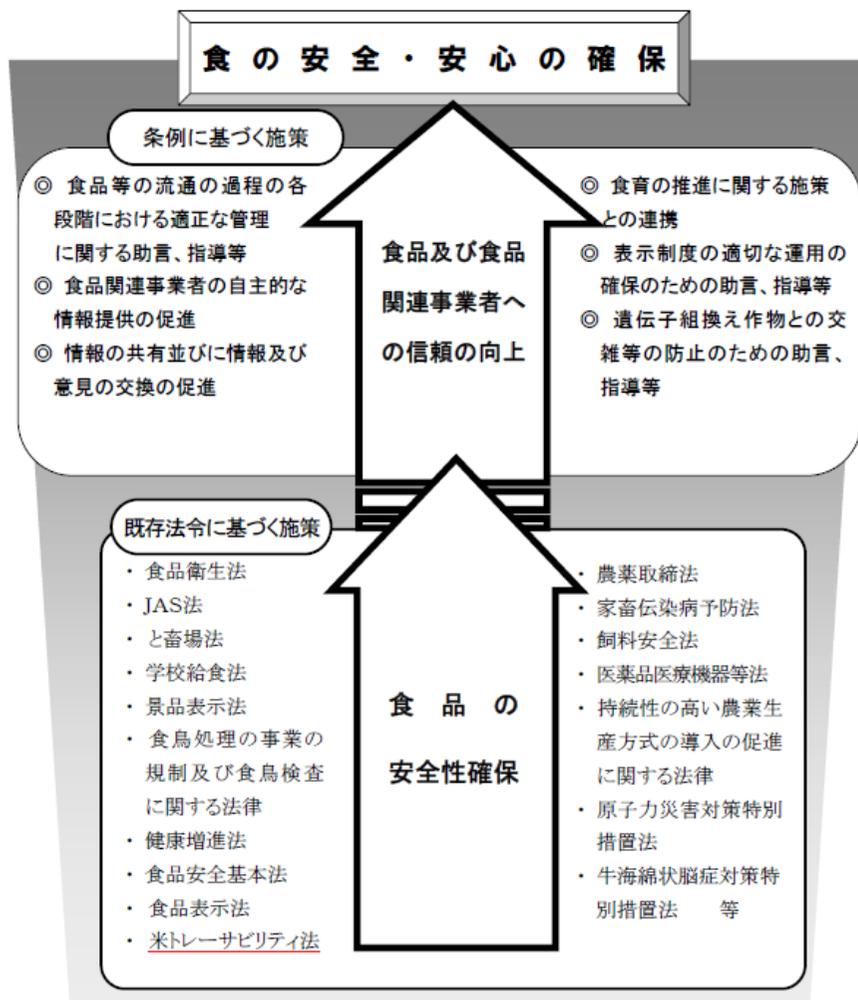
新	旧
<p><u>の実施状況を検証したところ、令和4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、一部の取組は行動計画どおりに実施することができませんでした</u>が、<u>新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症となった令和5年度以降は、概ね行動計画どおりに実施することができました</u>。</p> <p><u>食の安全・安心は、私たちの日々の生活に直結しており、食の安全・安心を確保するために、生産から販売に至る各段階における衛生管理の推進などの基本的な取組を、継続的に取り組んでいくことが重要です。</u></p> <p>そこで、<u>第5次指針の基本的な考え方は継承しつつ、令和6年9月に義務化された機能性表示食品等に係る健康被害の報告制度</u>に対応した内容を盛り込み、さらなる食品の安全性の確保と、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため、「<u>かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針</u>」(第6次) (以下「<u>第6次指針</u>」という。)として改定することといたしました。</p> <p><u>第6次指針においても、リスクに関する相互理解(リスクコミュニケーション)について、重点的に取組んでまいります。食の安全・安心の確保は、県が施策を実施していただくだけでは達成できず、県、県民及び食品関連事業者の皆さんがお互いの理解を深め、協力して取り組むことが重要です。そのため、県や食品関連事業者が日常的に食の安全・安心に係る情報を提供し、食品関連事業者及び県民の皆さんにその情報を正しく理解していただくことにより情報の共有化を図るとともに、これらの関係者間での意見や情報を相互に交換する、リスクコミュニケーションを推進します。</u></p>	<p><u>実施状況を検証したところ、令和2年に発生した新型コロナウイルス感染症の世界的な流行に伴い、全ての取組を計画通りに実施することは困難な状況でありましたが、集合型の講座等の開催の見直しを行うなど感染症拡大防止の対策を取りつつ、業務の見直しを行い、食の安全・安心の確保の推進ができるよう優先順位をつけて、できうる限りの取組を実施することができました。</u></p> <p><u>このような状況であっても、食の安全・安心を確保するために、生産から販売に至る各段階における衛生管理の推進などの基本的な取組を、継続的に取り組んでいくことが重要です。</u></p> <p>そこで、<u>第4次指針の基本的な考え方は継承しつつ、この3年間に行われた食品衛生法改正によるHACCP制度の導入や、営業許可制度の見直し、自主回収報告制度の創設に加え、新しいバイオテクノロジーであるゲノム編集技術応用食品(ゲノム編集食品)の開発など、新たな制度や出来事</u>に対応した内容を盛り込み、さらなる食品の安全性の確保と、県民の皆さんの食品や食品関連事業者に対する信頼の向上を図るため、「<u>かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針(第5次)</u>」(以下「<u>第5次指針</u>」という。)として改定することといたしました。</p> <p><u>第5次指針においても、重点的な取組みとして、食品表示の適正の確保を推進することとしました。食品の表示は、県民の皆さんが食品を選択するうえで大切な情報源です。平成27年(2015年)に施行された食品表示法は令和2年(2020年)に完全施行を迎え、平成29年(2017年)から始まった原料原産地表示制度の経過措置期間は、令和4年3月までとなっています。食品関連事業者にとって、適正な食品表示を行うことは、法令を遵守するという意味で重要であることはもちろんのこと、県民の皆さんの食品や事業者に対する信頼を確保する上でも大変重要です。また、万が一、事故が起こった場合、食品の表示事項は、製品を迅速に回収等するための手がかりとなるなど、継続して食品表示の適正の</u></p>

新	旧
<p><u>なお、第5次指針で重点的取組と位置付けていた食品表示の適正の確保を推進する取組については、食品表示法の創設を機に、第3次指針から重点的取組として実施してきましたが、創設から一定期間経過し、制度も定着してきたことから、施策の方向に沿った取組の中で着実に進めてまいります。今後も県民の皆さんが安心して食品を選択できるよう、消費者庁をはじめとした国の関係省庁や他自治体等と連携を図りながら、食品関連事業者に対する監視指導や啓発、県民への情報提供を行うことにより、食品表示の適正の確保に取り組んでまいります。</u></p> <p><u>また、第6次指針の設定期間について、第5次指針で示した施策の方向は第2次指針から同一であり必要な施策は整理されていること、指針に基づく取組の期間を長く確保することで、より効果的な検証ができると考えられることから、3年から5年に変更しました。</u></p> <p><u>そして、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」によるSDGs（持続可能な開発目標）への取組が進められている中、本指針においても、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</u></p>	<p><u>確保を推進する必要があります。県は、引き続き、関係部局で協力し、関係省庁や他自治体等と連携しながら、食品関連事業者に対して表示に関する監視指導等を実施し、県民の皆さんへ表示に関する情報提供を行うなど、食品表示の適正の確保を推進してまいります。</u></p> <p><u>また、生産から販売に至る各段階において、計画的に検査を実施し、その結果を速やかに公表するとともに、生産者や製造者等に対する適正管理に係る指導を着実に推進します。さらに、食の安全・安心基礎講座などの県民の皆さんとの情報共有及び相互理解の取組み、食品関連事業者や食品衛生監視員等を対象に知識の向上を目的とした研修の開催についても、開催方法を工夫し、感染症対策を図りながら継続して取り組んでまいります。</u></p> <p><u>また、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」によるSDGs（持続可能な開発目標）への取組が進められている中、本指針においても、この趣旨を踏まえて取り組んでまいります。</u></p>

新	旧
<p>Ⅲ 基本的事項</p> <p>1 位置づけ</p> <p>「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（以下「指針」という。）は、<u>条例第8条に基づき、県が推進する食の安全・安心に関する取組の方向性を、皆さんにお示しするものです。</u></p> <p>○ 指針の期間</p> <p><u>令和7年（2025年）度から令和11年（2029年）度までの5年間とします。</u></p> <p><u>ただし、食の安全・安心を取り巻く情勢の変化が生じた場合は、計画の期間内であっても見直すこととします。</u></p> <p>○ 指針の変更</p> <p>略</p> <p>○ <u>行動計画</u></p> <p>本指針に基づく施策を着実に進めていくため、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を単年度の計画として示した<u>行動計画</u>を策定し、年度毎に実施結果を検証することによって計画的な進行管理を図ります</p>	<p>Ⅲ 基本的事項</p> <p>1 位置づけ</p> <p>「かながわ食の安全・安心の確保の推進に関する指針」（以下「指針」という。）は、<u>条例第8条に基づき、食の安全・安心の確保の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を</u>県民の皆さんにお示しするものです。</p> <p>○ 指針の期間</p> <p><u>指針は、食の安全・安心を取り巻く社会情勢の変化に的確に対応しながら、中期的な視野に立った県の施策の方向について示す必要があることから、この指針の期間を3か年度（令和4年（2022年）度～令和6年（2024年）度）とします。</u></p> <p>○ 指針の変更</p> <p>略</p> <p>○ <u>食の安全・安心行動計画</u></p> <p>本指針に基づく施策を着実に進めていくため、食の安全・安心の確保の推進に関する施策を単年度の計画として示した「<u>食の安全・安心行動計画</u>」を策定し、年度毎に実施結果を検証することによって計画的な進行管理を図ります。</p>

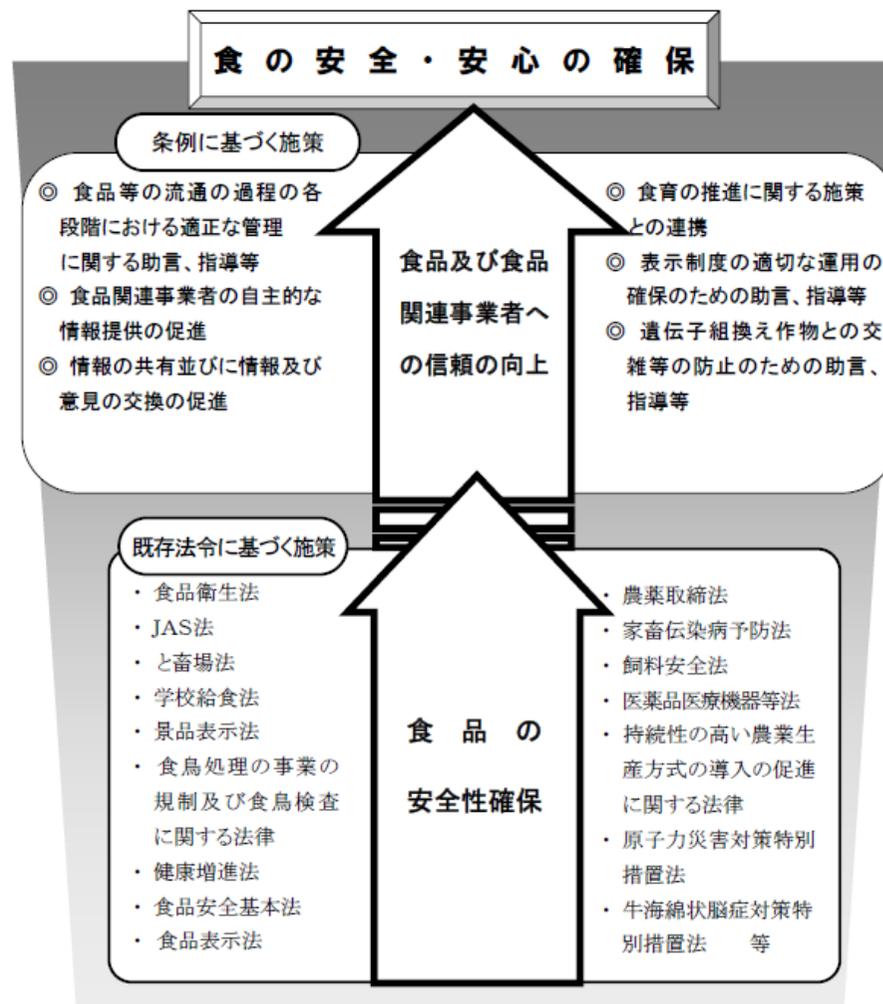
2 条例及び既存法令に基づく施策との関係 略

【 条例に基づく施策と既存法令に基づく施策との関係イメージ図 】



2 条例及び既存法令に基づく施策との関係 略

【 条例に基づく施策と既存法令に基づく施策との関係イメージ図 】

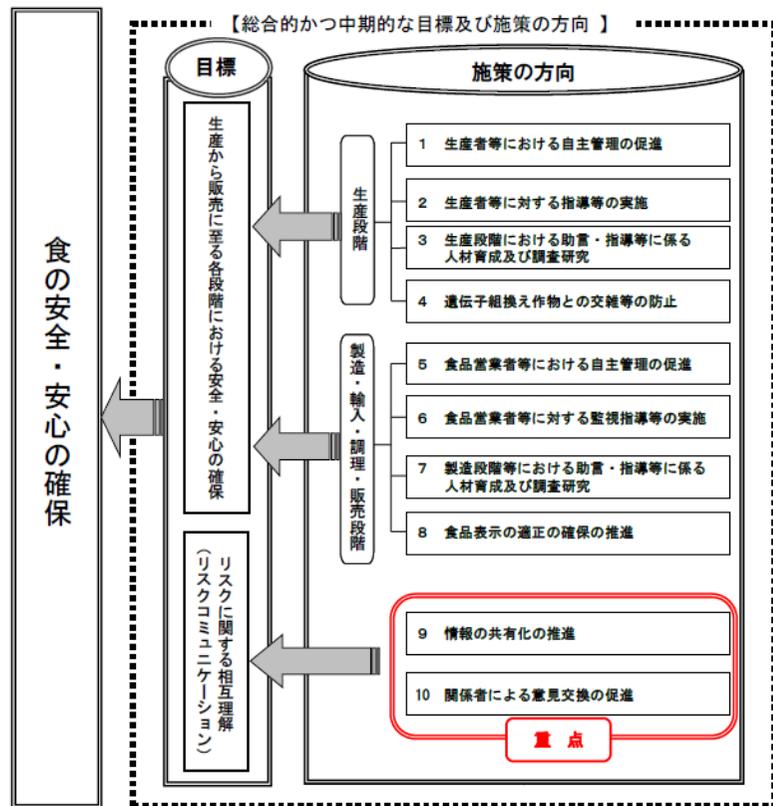


3 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

〈本指針の目指す姿〉

本指針では、施策の方向に沿った10の取組を実施し、「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」と「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」を実現することにより、県民の皆さんの「食の安全・安心の確保」を目指します。

そのためには、県、県民及び食品関連事業者の三者の間で必要十分な情報を共有し、意見や情報を相互に交換するリスクコミュニケーションは大変重要であることから、重点的に事業を展開します。

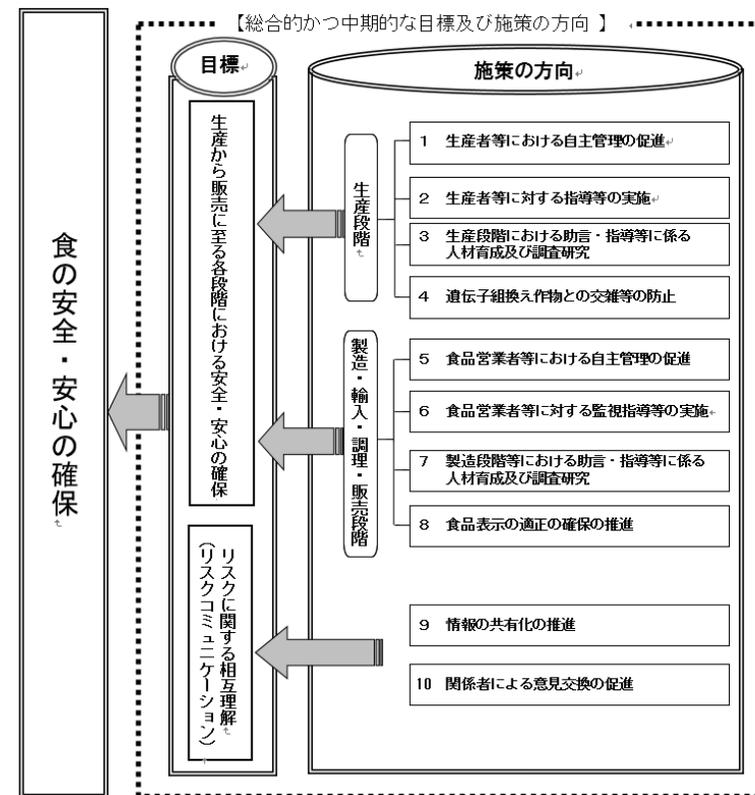


3 総合的かつ中期的な目標及び施策の方向

指針では、食の安全・安心の確保を実現するため、県が取り組む総合的かつ中期的な目標及び施策の方向を、次のとおり整理します。

・条例における基本理念を踏まえ、「生産から販売に至る各段階における安全・安心の確保」及び「リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）」を目標とし、これを施策の方向として、目標を達成するために必要な10の施策を掲げます。

・10の施策ごとに取組みの内容を定め、これを実行していくことによって、施策の着実な推進を図ります。



新	旧
<p>IV 施策の方向に沿った取組</p> <p>略</p> <p>1 生産者等における自主管理の促進</p> <p>略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>漁業者及び水産加工業者等に対し、水産物の鮮度保持、貝毒などのリスク管理について技術的な助言を行うとともに、魚市場関係者に対し、衛生管理基準の周知を行い、意識の向上を図ります。</u></p> <p>2 生産者等に対する指導等の実施</p> <p>略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県内で生産された農林畜水産物等について、国が示す検査計画の基本的な考え方を踏まえて、放射性物質の検査を実施するなど安全性の確認を行うとともに、必要に応じて生産者等に対して生産資材や飼料等の適正管理に係る指導を実施します。</u></p> <p>3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究</p> <p>略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>	<p>IV 施策の方向に沿った取組み</p> <p>略</p> <p>1 生産者等における自主管理の促進</p> <p>略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>漁業者や魚市場関係者等に対し、水産物の鮮度保持、加工施設における衛生管理などについて技術的な助言を行い、漁業者等の意識の向上を図ります。</u></p> <p>2 生産者等に対する指導等の実施</p> <p>略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) <u>県内で生産された農林畜水産物等について、生産地区に偏りがな いよう配慮し、近年の検査結果、生産状況等を踏まえて検査の品目 と頻度を設定した放射性物質の検査を実施するなど安全性の確認を 行うとともに、必要に応じて生産者等に対して生産資材や飼料等の 適正管理に係る指導を実施します。</u></p> <p>3 生産段階における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究</p> <p>略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p>

新	旧
<p>(3) 漁業者等を対象に、<u>貝毒などのリスク管理を自ら率先して行う</u>人材を育成します。</p> <p>4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止 略</p> <p>《製造・輸入・調理・販売段階》</p> <p>5 食品営業者等における自主管理の促進 略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 食品営業者等が製品に係る健康被害に関する情報や消費者の健康被害につながるおそれが否定できない<u>情報を得た</u>場合に行う、保健福祉事務所等への速やかな情報提供や、<u>適切な自主回収を促すこと</u>により、食品を原因とする事故の被害の拡大防止に努めます。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>6 食品営業者等に対する監視指導等の実施 略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) テイクアウトやデリバリー、ネットスーパーなど、食品の購入形態や提供方法が<u>多様化しています</u>。こうしたことを踏まえ、食品営業者等に対し、製造から販売に至るまでの過程において、HACCPに沿った衛生管理を適正に行うよう、それぞれの規模や形態に応じた助言・指導を行います。</p>	<p>(3) 漁業者等を対象に、<u>漁港や市場における衛生管理に係る助言・指導を行える</u>人材を育成します。</p> <p>4 遺伝子組換え作物との交雑等の防止 略</p> <p>《製造・輸入・調理・販売段階》</p> <p>5 食品営業者等における自主管理の促進 略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 食品営業者等が消費者の健康被害につながるおそれが否定できない場合に行う、保健福祉事務所等への速やかな情報提供や適切な自主回収、<u>指定成分等含有食品の健康被害情報の届出</u>を促すことにより、食品を原因とする事故の被害の拡大防止に努めます。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>6 食品営業者等に対する監視指導等の実施 略</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>新型コロナウイルス感染症の流行に伴い</u>、テイクアウトやデリバリー、ネットスーパーなど、食品の購入形態や提供方法に<u>変化が生じています</u>。こうしたことを踏まえ、食品営業者等に対し、製造から販売に至るまでの過程において、HACCPに沿った衛生管理を適正に行うよう、それぞれの規模や形態に応じた助言・指導を行います。</p>

新	旧
<p>(3) <u>指定成分等含有食品を取り扱う営業者、機能性表示食品の届出者及び特定保健用食品に係る許可を受けた者に対し、当該食品による健康被害に関する情報の収集と、情報を得た場合の速やかな提供を指導します。</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 輸入食品について、厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加えて、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行います。また、食品等を輸入する事業者向けにホームページで情報提供を行い、事業者の自主的な衛生管理等に対する意識の向上を図り、さらなる安全性の確保に取り組みます。</p> <p>(9) 食品営業者から自主回収の報告があったときや、県民の皆さんから食品等の苦情相談があったときは、必要に応じて営業施設の調査等を行い、再発防止に係る改善指導を実施します。<u>また、食品への異物混入や微生物による汚染等の危害発生を未然に防止するよう指導を実施します。</u></p>	<p>新</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>(7) 輸入食品については、<u>厚生労働省検疫所の輸入時の検査に加えて、県内に流通する輸入食品の抜き取り検査を行います。また、食品等を輸入する事業者向けにホームページで情報提供を行い、事業者の自主的な衛生管理等に対する意識の向上を図り、さらなる安全性の確保に取り組みます。</u></p> <p><u>TPP（環太平洋パートナーシップ）11協定については、今後も情報収集に努め、必要に応じて適切に対応してまいります。</u></p> <p>(8) 食品営業者から自主回収の報告があったときや、県民の皆さんから食品等の苦情相談があったときは、必要に応じて営業施設の調査等を行い、再発防止に係る改善指導を実施します。<u>食品営業者等が施設整備、作業着の規定、洗浄剤等化学物質の管理、衛生教育等を通じてフードディフェンスの取組みを徹底するよう指導を実施します。</u></p>
<p>7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究 略</p>	<p>7 製造段階等における助言・指導等に係る人材育成及び調査研究 略</p>
<p>8 食品表示の適正の確保の推進 食品の表示は、県民の皆さんが適正な食品の選択をするための大切な</p>	<p>8 食品表示の適正の確保の推進 食品の表示は、県民の皆さんが適正な食品の選択をするための大切な</p>

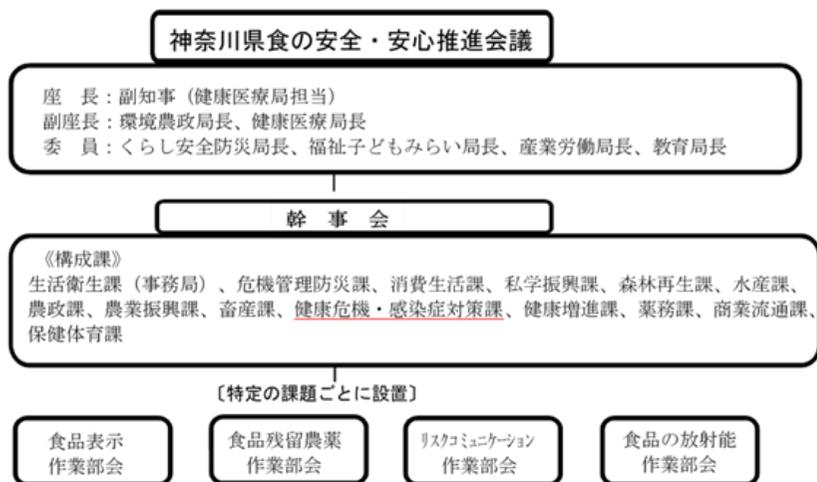
新	旧
<p>情報源です。</p> <p>関係部局が消費者庁をはじめとした国の関係省庁や他自治体等と連携を図りながら、食品関連事業者に対する監視指導や啓発、県民への情報提供を行うことにより、食品表示の適正の確保を推進します。</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品関連事業者自らが責任と自覚をもって食品表示の適正の確保を行うよう、関係機関と連携し、<u>ホームページで説明付きの講習資料を用いた啓発を図るとともに、食品表示に関する助言、指導を行える者の育成を図ります。</u></p> <p>また、県民の皆さんの食品表示についての理解を深めるために講習会等を開催します。</p> <p>(3) 食品表示法、<u>不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）</u>、健康増進法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）、<u>米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）</u>に基づき、必要な指導や調査を行います。不適正な食品表示が発見された場合は、関係機関と連携し、速やかに対応します。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 県民の皆さんが食品表示について正しく理解し、食品の選択等が行えるよう、<u>県民向けの講習会、パンフレット、ホームページ</u>などを活用し、食品表示に関する情報を発信し、食品関連事業者による</p>	<p>情報源です。<u>食品の表示のルールについては、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設する食品表示法が平成27年4月1日に施行されました。また、不当な表示については、広告や表示全般を対象とする不当景品類及び不当表示防止法（景品表示法）等において規制しています。</u></p> <p>関係部局が消費者庁をはじめとした国の関係省庁や他自治体等と連携を図りながら、食品関連事業者に対する監視指導や啓発、県民への情報提供を行うことにより、食品表示の適正の確保を推進します。</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 食品関連事業者自らが責任と自覚をもって食品表示の適正の確保を行うよう、関係機関と連携し、<u>講習会等を通じて食品表示に関する助言、指導を行える者の育成を図ります。</u></p> <p>また、県民の皆さんの食品表示についての理解を深めるために講習会等を開催します。</p> <p>(3) 食品表示法、景品表示法、健康増進法、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（医薬品医療機器等法）に基づき、必要な指導や調査を行います。不適正な食品表示が発見された場合は、関係機関と連携し、速やかに対応します。</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 県民の皆さんが食品表示について正しく理解し、食品の選択等が行えるよう、<u>かながわ食の安全・安心基礎講座、パンフレット、ホームページ</u>などを活用し、食品表示に関する情報を発信し、食品関</p>

新	旧
<p>食品表示の適正の確保を促進します。</p> <p>(6) 略</p> <p>◎リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）</p> <p>食の安全・安心の確保は、県が施策を実施していただくだけでは達成できず、県、県民及び食品関連事業者の皆さんがお互いの理解を深め、協力して取り組むことが重要です。そのため、県や食品関連事業者が日常的に食の安全・安心に係る情報を提供し、食品関連事業者及び県民の皆さんにその情報を正しく理解していただくことにより情報の共有化を図るとともに、これらの関係者間での意見や情報を相互に交換する、リスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>また、緊急時には、県民及び食品関連事業者の皆さんに食品の安全性等に関する情報を正しく理解いただくため、必要な情報を迅速かつ的確に情報提供します。</p> <p>9 情報の共有化の推進 重点</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 食品の表示制度、食肉による食中毒の防止、<u>いわゆる健康食品との付き合い方</u>、食品添加物やゲノム編集食品等、食の安全・安心に関する情報について、県民の皆さんの知識や理解を深めるために<u>県民向けの講座</u>を開催します。</p> <p>また、ホームページ、ソーシャルメディア、リーフレット、イベント等を通じて、県民の皆さんの疑問やニーズに対応しながら様々な情報発信を行います。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>	<p>連事業者による食品表示の適正の確保を促進します。</p> <p>(6) 略</p> <p>◎リスクに関する相互理解（リスクコミュニケーション）</p> <p>食の安全・安心の確保は、県が施策を実施していただくだけでは達成できず、県、県民及び食品関連事業者の皆さんがお互いの理解を深め、協力して取り組むことが重要です。そのため、県や食品関連事業者が日常的に食の安全・安心に係る情報を提供し、食品関連事業者及び県民の皆さんにその情報を正しく理解していただくことにより情報の共有化を図るとともに、これらの関係者間での意見や情報を相互に交換する、リスクコミュニケーションを推進します。</p> <p>また、緊急時には、県民及び食品関連事業者の皆さんに食品の安全性等に関する情報を正しく理解いただくため、<u>県民の皆さん</u>が必要な情報を迅速かつ的確に情報提供します。</p> <p>9 情報の共有化の推進</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 食品の表示制度、食肉による食中毒の防止、食品添加物やゲノム編集食品等、食の安全・安心に関する情報について、県民の皆さんの知識や理解を深めるために「<u>かながわ食の安全・安心基礎講座</u>」や<u>出前講座</u>等を開催します。</p> <p>また、ホームページ、ソーシャルメディア、リーフレット、イベント等を通じて、県民の皆さんの疑問やニーズに対応しながら様々な情報発信を行います。</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p>

新	旧
<p>(5) 略</p> <p>(6) 食品関連事業者自らが行う食の安全・安心の確保に向けた取組について、ホームページを通じて情報提供するとともに<u>県民向けの講座</u>での取組の紹介などにより食品関連事業者が積極的に県民の皆さんに情報提供するよう促進します。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>10 関係者による意見交換の促進 重点</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんとの相互理解を図り、意見を県の施策に反映するため、関係機関や関係団体と連携して、<u>食の安全・安心に関する県民の皆さまの関心の高いテーマについて情報提供し、意見交換を行います</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県民の皆さんの意見を県の施策に反映するため、意見提案制度やその活用の推進を図ります。</p> <p>(削除)</p> <p><u>V</u> 施策の推進体制</p> <p>1 庁内の連携体制</p> <p>県は、副知事を座長とし、庁内関係部局で構成する推進会議において、</p>	<p>(5) 略</p> <p>(6) 食品関連事業者自らが行う食の安全・安心の確保に向けた取組みについて、ホームページを通じて情報提供するとともに、「<u>かながわ食の安全・安心基礎講座</u>」での取組みの紹介などにより食品関連事業者が積極的に県民の皆さんに情報提供するよう促進します。</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(9) 略</p> <p>10 関係者による意見交換の促進</p> <p>取組内容</p> <p>(1) 県民の皆さんや食品関連事業者の皆さんとの相互理解を図り、意見を県の施策に反映するため、関係機関や関係団体と連携して「<u>かながわ食の安全・安心キャラバン</u>」を開催し、<u>県民の皆さんの関心が高いテーマについて、意見交換を行います。</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 県民の皆さんの意見を県の施策に反映するため、「<u>かながわ食の安全・安心 意見・提案募集</u>」(意見提案制度)やその活用の推進を図ります。</p> <p><u>V</u> 重点的取組み</p> <p><u>次の取組みについては、今後3年間で重点的に事業を展開します</u></p> <p><u>VI</u> 施策の推進体制</p> <p>1 庁内の連携体制</p> <p>県は、副知事を座長とし、庁内関係部局で構成する推進会議において、</p>

新

全庁的に取組を進めます。



2 関係機関等との連携

(1) 施策の推進のための連携強化

略

ア 保健所設置市との連携

関連法令を所管する保健所設置市とは、会議等を通じて情報交換を密にしながら、共通認識のもとに連携した取組を進めます。

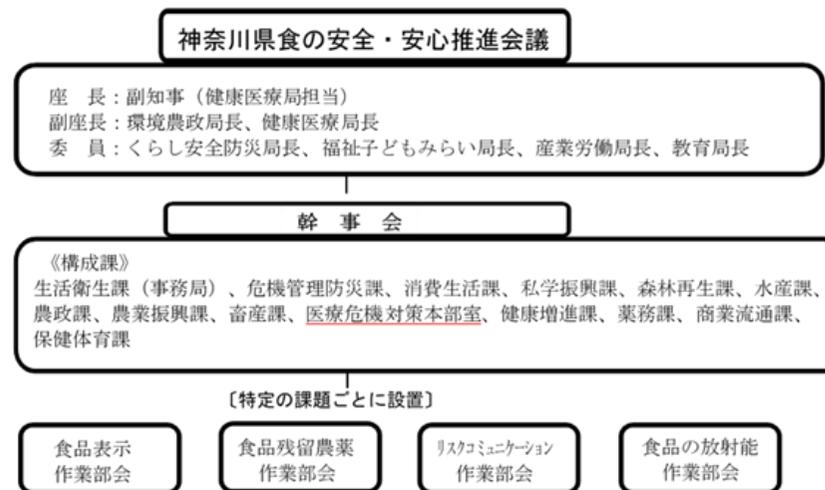
イ 略

ウ 略

エ 略

旧

全庁的に取組みを進めます。



2 関係機関等との連携

(1) 施策の推進のための連携強化

略

ア 保健所設置市との連携

条例に規定する内容は県内全域にその効力が及ぶこと及び関連法令を所管する等、保健所設置市とは条例に基づく施策の運用においては、会議等を通じて情報交換を密にしながら、共通認識のもとに連携した取組みを進めます。

イ 略

ウ 略

エ 略

新	旧
<p>(2) 緊急時の対応</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 略 ○ 指定成分等含有食品の健康被害情報の届出や、<u>機能的表示食品及び特定保健用食品による健康被害情報の提供</u>、いわゆる健康食品による健康被害が発生した場合は、厚生労働省が策定した<u>対応要領及び通知</u>に基づき関係機関等と迅速、適切に対応するとともに、関係部局が密接に連携を図り、対策を講じます。 <p>3 神奈川県食の安全・安心審議会の役割</p> <p>略</p> <p>4 県民意見の反映</p> <p>食の安全・安心に関するアンケートや意見提案制度により、県民の皆さんからいただいたご意見を参考に、県の施策を推進します。</p> <p>5 他の計画との関係</p> <p>「食育」の推進については、食育基本法に基づき<u>令和5年3月</u>に県が策定した「<u>第4次神奈川県食育推進計画</u>」(食みらい かながわプラン2023)に沿って取り組んでいきます。食品の安全性に関する情報提供など、食の安全・安心の確保と食育の推進に共通する施策について、推進会議は、食育に関する庁内推進体制である「<u>かながわ食育推進会議</u>」と連携して取り組んでいきます。</p>	<p>(2) 緊急時の対応</p> <p>略</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 略 ○ 略 ○ 指定成分等含有食品の健康被害情報の届出や、いわゆる健康食品による健康被害が発生した場合は、厚生労働省が策定した<u>健康食品・無承認無許可医薬品健康被害防止対応要領</u>に基づき関係機関等と迅速、適切に対応するとともに、関係部局が密接に連携を図り、対策を講じます。 <p>3 神奈川県食の安全・安心審議会の役割</p> <p>略</p> <p>4 県民意見の反映</p> <p><u>「食の安全・安心に関するアンケート」</u>や意見提案制度により、県民の皆さんからいただいたご意見を参考に、県の施策を推進します。</p> <p>5 他の計画との関係</p> <p>「食育」の推進については、食育基本法に基づき<u>平成30年3月</u>に県が策定した「<u>第3次神奈川県食育推進計画</u>」(食みらい かながわプラン2018)に沿って取り組んでいきます。食品の安全性に関する情報提供など、食の安全・安心の確保と食育の推進に共通する施策について、推進会議は、食育に関する庁内推進体制である「<u>かながわ食育推進会議</u>」と連携して取り組んでいきます。</p>